

大気汚染防止法改正に係るよくある質問と回答について（滋賀県環境政策課 R3. 12. 10）

目 次

- 1. 全般事項** P3～P5
- Q1 令和3年4月1日から何が変わったのか。
- Q2 令和4年4月1日からは、何が変わるのか。
- Q3 令和5年10月1日からは、何が変わるのか。
- Q4 建築物とは何か。
- Q5 工作物とは何か。
- Q6 建築物等とは何か。
- Q7 解体等工事とは何か。
- Q8 石綿（アスベスト）が含有している建材かどうかを知りたい。
- Q9 石綿含有建材はどのような場所に使用されているのか。
- Q10 直接罰が適用されると聞いたが、どのような場合か。
- 2. 石綿含有仕上塗材等について** P5
- Q11 石綿含有仕上塗材は、届出不要で良いか。
- Q12 法改正後も届出が必要な石綿含有仕上塗材は何か。
- Q13 石綿含有下地調整材は届出不要（レベル3建材）か。
- 3. 石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種について** P5
- Q14 石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種は、レベル3であるが厳しい作業基準が適用されるのか。
- Q15 石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種の作業基準の“事前の養生”は、密閉が必要か。
- 4. 事前調査について** P6～P9
- Q16 事前調査とは何か。
- Q17 事前調査結果報告書には、どのような事項が記載されているのか。
- Q18 建築物等にアスベストが使用されていなくても事前調査は必要か。
- Q19 事前調査は設計図書による確認のみで良いか。
- Q20 事前調査結果は届出等が必要なのか
- Q21 事前調査不要となる解体等工事はどのようなものか
- Q22 壁の中等、事前では調査できない場所がある場合はどうしたらよいか。
- Q23 事前調査を実施するための資格は必要か。
- Q24 工事発注前に発注者が事前調査を行った場合、工事の元請業者による再度の事前調査は必要か。
- Q25 過去に行った事前調査は活用できるのか

大気汚染防止法改正に係るよくある質問と回答について（滋賀県環境政策課 R3. 12. 10）

- Q26 令和5年10月1日以降、工作物の解体等工事の場合も有資格者による事前調査が必要か
- Q27 平成18年9月1日以降に設置された建築物等は、事前調査の必要がないと聞いたが。
- Q28 令和5年10月1日以降有資格者による事前調査が義務付けられるが、平成18年9月1日以降に設置工事が行われたことが書面等で明らかな建物の事前調査についても、有資格者（必要な知識を有する者）による調査が必要か。
- Q29 平成18年9月1日以降に設置工事が行われたことが書面等で明らかな建物についても発注者への事前調査結果の説明、記録の保存等は必要か。
- Q30 事前調査の記録、特定粉じん排出等作業の結果報告は何年保存しないといけないのか。
- Q31 事前調査結果等の掲示板の大きさ、掲示内容は。
- Q32 事前調査結果等の掲示を行わない場合に罰則はあるのか。
- Q33 アスベストアナライザーで分析した結果は、事前調査として認められるのか。
- Q34 建築物石綿含有建材調査者の資格はどのような方法で取得できるのか。

5. その他 P9

- Q35 下請負人への説明について、説明の範囲はどこまでか。
- Q36 事前調査結果の報告は下請負人が行っても良いか。
- Q37 特定工事を請け負った下請負人には、何の義務がかかるのか。
- Q38 「作業が完了したことの確認」は、有資格者*が行う必要があるのか。
- Q39 レベル3建材であっても「作業が完了したことの確認」は、有資格者*が行う必要があるのか。
- Q40 「作業が完了したことの確認」はどのような方法で行うのか。
- Q41 石膏ボードにも石綿（アスベスト）が含有しているのか。
- Q42 左官用のモルタル混和材にも石綿（アスベスト）が含有しているのか。

別添 事前調査を要しない工事について P11～P12

大気汚染防止法改正に係るよくある質問と回答について（滋賀県環境政策課 R3. 12. 10）

1. 全般事項

Q1 令和3年4月1日から何が変わったのか。

A1 令和3年4月1日からは、石綿含有建材は、吹付石綿（レベル1建材）、石綿含有断熱材や保温材（レベル2建材）に加えて、石綿含有成形板等（レベル3建材）を含む全ての石綿含有建材が対象となりました。レベル3建材が使用された建築物や工作物を解体し、改造し、または補修する作業（解体等工事）などを行う際、薬剤などで湿潤化するなど石綿が飛散しないようするための作業基準の遵守義務などが課せられました。

また、従前から規定されている、解体工事等を行う際、石綿含有の有無を確認する事前調査についての方法が法定化されました。

なお、レベル1建材およびレベル2建材を除去する作業については、届出対象特定工事（今回の法改正で名称変更）に該当し、従前から県（又は大津市）に届出が必要です。レベル3建材を除去する作業についての届出は不要ですが、作業基準を順守する必要があります。

Q2 令和4年4月1日からは、何が変わるのか。

A2 一定規模以上の解体等工事*について、事前調査の結果を行政（県（大津市）、労働基準監督署）に報告する義務が課されます（事前調査については、Q16～Q34 もご参照ください）。

なお、事前調査結果は原則として、国が整備した石綿事前調査結果報告システムにより報告する必要があります。同システムを利用することにより、石綿則と大防法に基づく報告を同時に行うことができます。お手持ちのパソコンやケータイ電話等からインターネットを介して24時間報告が可能です（やむを得ず紙面で提出される場合は各窓口へ個別に報告いただく必要があります）。

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、事前に国が所管する法人・個人事業主向け認証システム（**gBizID**）への登録が別途必要になります。

※一定規模以上の工事とは、次の①～③のいずれかに該当するものです。

- ①床面積 80 m²以上の解体工事
- ②請負金額 100 万円以上の改修工事
- ③請負金額 100 万円以上の特定工作物の解体・改修工事

Q3 令和5年10月1日からは、何が変わるのか。

A3 有資格者による事前調査の実施が義務化されます。

有資格者とは、特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者、施行日以前に（一財）日本アスベスト調査診断協会に登録された者（調査実施時点において引き続き登録されていること）とされています。

※石綿作業主任者は含まれていません。

建築物石綿含有建材調査者の資格は、国（厚生労働省）に登録された建築物石綿含有建材調査者講習実施機関*が行う講習を受講して、試験に合格すると取得できます。

※厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html

大気汚染防止法改正に係るよくある質問と回答について（滋賀県環境政策課 R3. 12. 10）

Q4 建築物とは何か。

A4 「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものであることとされています。（施行通知第3の1（1）参照）

Q5 工作物とは何か。

A5 「工作物」とは、「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があることとされています。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物であることとされています。
（施行通知第3の1（1）に定義が記載されています。）

Q6 建築物等とは何か。

A6 建築物および工作物になります。

Q7 解体等工事とは何か。

A7 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事のことになります。

Q8 石綿（アスベスト）が含有している建材かどうかを知りたい。

A8 建材を製造した会社名と認定番号等が判明しているのであれば、石綿（アスベスト）含有建材データベース (<https://www.asbestos-database.jp>) などを活用いただきたい。

ただし、すべての製品を網羅している訳ではないので、データベースに無いからと言って石綿が含有されていないとは限りません。現実的には分析が必要なことが多いです。

分析などにより確認する場合は、専門業者に調査を依頼してください。

※専門業者：（公社）日本作業環境測定協会や（一社）日本環境測定分析協会 等のHPを参照

【滋賀県内】各HPに掲載されている事業者や県ホームページの災害時石綿調査協力者名簿（応募いただいた業者のみ掲載）などを参照ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/313688.html>

【（公社）日本作業環境測定協会】

アスベストの分析技術、分析精度に関する評価、認定を行っており、認定分析技術者（空気中アスベスト濃度分析と建材製品中のアスベスト含有率測定別に、A-Cランク別）やアスベスト含有建材中のアスベスト含有率等分析機関のリストがHPに掲載されています。

【（一社）日本環境測定分析協会】

空気中のアスベスト濃度測定については、アスベスト繊維計数技能向上プログラム（位相差顕微鏡法）を、建材製品中のアスベスト含有率分析については、アスベスト偏光顕微鏡実技研修を実施しており、分析可能な機関や研修修了者の名簿をHPで公表されています。

大気汚染防止法改正に係るよくある質問と回答について（滋賀県環境政策課 R3. 12. 10）

Q9 石綿含有建材はどのような場所に使用されているのか。

A9 耐火、断熱、防音、吸音などを要求される部位（軒天、キッチン、風呂（タイル張りの下地）など）に使用されていることが多いと言われています。

Q10 直接罰が適用されると聞いたが、どのような場合か。

A10 届出対象特定工事において、行わなければならない措置及びその方法の義務（法第 18 条の 19）に違反した場合に適用される場合があります。

令和 4 年 4 月 1 日以降は、一定規模以上の解体等工事において、事前調査結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合にも罰則が適用されます。

2. 石綿含有仕上塗材等について

Q11 石綿含有仕上塗材は、届出不要で良いか。

A11 令和 3 年 4 月 1 日から、これまでレベル 1 建材として取り扱われていた吹付け石綿含有仕上塗材の多くは、レベル 3 扱いとなり、届出が不要となりました。

※石綿含有仕上塗材を除去する際には、石綿含有成形板等とは異なる作業基準が適用（施行規則別表第 7 第 3 項参照）。

Q12 法改正後も届出が必要な石綿含有仕上塗材は何か。

A12 石綿含有吹付パーライト、石綿含有吹付バーミキュライト（ひる石）が含まれる仕上塗材は、法改正前と変わらず吹付石綿（レベル 1 建材）として届出が必要です。

（吹付バーミキュライトは、壁や天井の吸音・断熱材、打ちっ放しコンクリート（型枠にコンクリートを流し込み固化させた手を加えない状態のもの）の化粧材に使用されていること、吹付パーライトは、壁や天井の吸音・断熱材に使用されていることが多いという情報があります。）

Q13 石綿含有下地調整材は届出不要（レベル 3 建材）か。

A13 届出不要です。従前より、石綿含有成形板等（レベル 3）として扱っています。
（JIS 規格の分類（JIS A 6916）で判断）

3. 石綿含有ケイ酸カルシウム板第 1 種について

Q14 石綿含有ケイ酸カルシウム板第 1 種は、レベル 3 であるが厳しい作業基準が適用されるのか。

A14 特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるもの※¹に該当し、石綿含有成形板等のうち、より厳しい作業基準が適用されます※²（施行規則別表第 7 第 4 項ハ）。

※ 1：令和 2 年 10 月 7 日付け環境省告示第 78 号

※ 2：石綿障害予防規則では令和 2 年 10 月 1 日より施行されています。

Q15 石綿含有ケイ酸カルシウム板第 1 種の作業基準の“事前の養生”は、密閉が必要か。

A15 密閉までは求めない（集じん排気装置の設置は求めない）とされています。

4. 事前調査について

Q16 事前調査とは何か。

A16 解体等工事を行う際、元請業者が事前に建材中のアスベスト含有の有無を調査することです。

従前は「石綿に関する一定の知見を有する者」により実施されることとされていましたが（あいまいな部分あり）が、令和3年4月1日から、その方法が法定化されました。

※事前調査の方法は、設計図書等による書面調査、現場での目視調査、分析調査で構成されます。

分析調査は、書面調査および目視調査を実施しても石綿含有の有無が明らかにならなかった場合に実施します。なお、分析調査を行わず石綿が含有しているとみなすことも認められます。

Q17 事前調査結果報告書には、どのような事項が記載されているのか。

A17 事前調査結果報告書には、建物の部屋毎および各部位毎に、部材（材料）の種類、石綿（アスベスト）含有の有無（有りの場合はその種類や含有率）、石綿（アスベスト）含有の有無に係る根拠資料などが記載されます。

Q18 建築物等にアスベストが使用されていなくても事前調査は必要か。

A18 事前調査によりアスベスト含有の有無が判明（判断）するので、原則として必要です。

従前から全ての解体等工事について実施する義務があります。

なお、平成18年9月1日以降に設置工事が行われたことが書面等で明らかな建物等については（書面調査の結果）、以降の書面調査、目視調査等は不要とされています。

Q19 事前調査は設計図書による確認のみで良いか。

A19 設計図書等とは異なる工事を現場施工で実施している場合があるので、事前調査は、図面だけでなく、現地調査（適切な目視調査・分析調査）が必要です。

Q20 事前調査結果は届出等が必要なのか

A20 令和4年4月1日からは、一定規模以上の解体等工事について、電子システムによる報告が義務化されます。

（報告義務の対象となる規模：次のいずれか）

- ・建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m²以上のもの
- ・建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、請負代金が100万円以上のもの
- ・工作物（一部除外規定あり）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金相当額の合計が100万円以上のもの

なお、事前調査は全ての解体等工事（規模の大小にかかわらず）で必要です。

【実施等の義務（第18条の15第1項）】と【調査結果の報告義務（同条第6項）】とは別

Q21 事前調査不要となる解体等工事はどのようなものか

A21 別添のとおり。

（施行通知第3の1（2））

大気汚染防止法改正に係るよくある質問と回答について（滋賀県環境政策課 R3. 12. 10）

Q22 壁の中等、事前では調査できない場所がある場合はどうしたらよいか。

A22 事前調査は、解体等工事に係る建築物等の全ての部分について行うものです。

建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視等することができない箇所があった場合には、着手した後に、目視等が可能となった時点で調査を実施する必要があります。

Q23 事前調査を実施するための資格は必要か。

A23 令和5年9月30日までは、石綿含有の有無を確認する事前調査についての方法が法定化されるのみで、資格者による調査は義務付けられていません*が、令和5年10月1日からは、建築物を解体し、改造し、または補修する作業については、有資格者（建築物石綿含有建材調査者及び日本アスベスト調査診断協会に登録されている者）による事前調査が義務付けられます。

※有資格者による調査の義務付け以前であっても、有資格者による事前調査の実施が望ましい。

○石綿則においては分析調査を行う者についても要件が定められています。

- ・所定の学科講習及び分析の実施方法に関する厚生労働大臣の定める所定の実技講習を受講し、修了
 考査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定される A ラ
 ンク又は B ランクの認定分析技術者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エ
 キスパートコース）」の修了者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技
 術者対象）合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA イン
 ストラクター」

なお、分析対象となる建材の採取については、採取箇所の判断を適切に行う観点から、現地における目視調査とあわせて調査者等が行うことが望ましいとされています。

Q24 工事発注前に発注者が事前調査を行った場合、工事の元請業者による再度の事前調査は必要か。

A24 発注者による事前調査が必要な知識を有する者による調査であった場合でも、元請業者において、必要な知識を有する者による確認*が必要です。不足があれば追加調査が必要です。

※：事前調査が適切に実施されたかどうかを確認

（令和5年10月1日以降であれば有資格者による確認が必要（環境省に確認済み））。

Q25 過去に行った事前調査は活用できるのか

A25 元請業者において、必要な知識を有する者による確認*¹が必要であり、不足があれば追加調査が必要。※：事前調査が適切に実施されたかどうかを確認

（令和5年10月1日以降であれば有資格者による確認が必要）

*また、調査対象とされたアスベストの種類に注意してください。

（6種類アクリライト、アモイト、アンソナイト、クリソタイル、クロソライト、トレモイトの内、過去の分析調査においては、アクリライト、アンソナイト、トレモイトを調査対象としていない場合があります。）

（平成20年2月6日付け基安化発第0206003号および平成20年2月15日付け環水大大発第080215002号を参照。）

大気汚染防止法改正に係るよくある質問と回答について（滋賀県環境政策課 R3. 12. 10）

Q26 令和5年10月1日以降、工作物の解体等工事の場合も有資格者による事前調査が必要か

A26 工作物については、有資格者による事前調査は義務付けられていません（施行通知第3の2（2））。

Q27 平成18年9月1日以降に設置された建築物等は、事前調査の必要がないと聞いたが。

A27 全ての解体等工事では事前調査は必要です。

ただし、平成18年9月1日以降は、石綿の新たな使用が禁止されていることから、同年同月同日以降に設置の工事に着手した工事（一部除外規定あり）については、設計図書その他の書面により明らかであるものは、原則、それ以降の書面調査、目視調査等は不要とされています。

Q28 令和5年10月1日以降有資格者による事前調査が義務付けられるが、平成18年9月1日以降に設置工事が行われたことが書面等で明らかな建物の事前調査についても、有資格者（必要な知識を有する者）による調査が必要か。

A28 不要です。（施行通知第3の2（2））

（設置の工事に着手した日を設計図書等で調査するのは有資格者でなくても良いです。）

Q29 平成18年9月1日以降に設置工事が行われたことが書面等で明らかな建物についても発注者への事前調査結果の説明、記録の保存等は必要か。

A29 元請業者から発注者への説明、元請業者による記録の保存が必要です。

書面の交付等に代えて電磁的記録による交付等も可能です。

Q30 事前調査の記録、特定粉じん排出等作業の結果報告は何年保存しないといけないのか。

A30 工事終了後3年間。電磁的記録でも良いです。

Q31 事前調査結果等の掲示板の大きさ、掲示内容は。

A31 JIS A列3番の用紙に相当、長さ42.0センチメートル、幅29.7センチメートル以上、又は長さ29.7センチメートル、幅42.0センチメートル以上の大きさが必要です。

掲示事項は、事前調査の結果、解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、事前調査を終了した年月日、事前調査の方法並びに解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類となります。

なお、「事前調査の結果」とは、特定工事に該当するか否か及びその根拠をいい、「事前調査の方法」とは、書面による調査、目視による調査、分析による調査及び調査者等*による調査をいいます。

※：令和5年10月1日以降は、有資格者による調査が必要です。

注：特定工事に該当する場合は、別途掲示板が必要です（前述の掲示板と1枚にまとめることは可）。

Q32 事前調査結果等の掲示を行わない場合に罰則はあるのか。

A32 特定工事に該当する場合には、必要な掲示が無ければ、作業基準（法第18条の14、規則第16条の4）違反に該当し、作業基準適合命令（法第18条の21）の対象になり得ます。さらに同命令に違反した場合には罰則（法第33条の2）の適用もあり得ます。

大気汚染防止法改正に係るよくある質問と回答について（滋賀県環境政策課 R3. 12. 10）

Q33 アスベストアナライザーで分析した結果は、事前調査として認められるのか。

A33 事前調査とは認められません。

アスベストアナライザーについては、一般的に建材中の比較的高濃度（含有率1～2%以上）のアスベストについて簡易に短時間で測定できる機材とされていますが、現行の大気汚染防止法（および石綿障害予防則）では、アスベスト含有率が当該材料の重量の0.1%超の石綿含有建材が対象となっています。したがって、現時点では、同機器は大防法の事前調査において求められる精度にありません。

Q34 建築物石綿含有建材調査者の資格はどのような方法で取得できるのか。

A34 国（厚生労働省）に登録された建築物石綿含有建材調査者講習実施機関^{*}が行う講習を受講し、試験に合格すると資格を取得できます（受講資格があるので注意）。

※厚生労働省 HP で公開されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html

（令和3年11月時点）

（一財）日本環境衛生センター、（一社）環境科学対策センター、建設業労働災害防止協会（各都道府県支部）、（一社）日本石綿講習センター、中央労働災害防止協会、各都道府県労働基準協会 など

5. その他

Q35 下請負人への説明について、説明の範囲はどこまでか。

A35 特定工事を請け負う下請負人にのみ説明すればよいとされています。

Q36 事前調査結果の報告は下請負人が行っても良いか。

A36 元請業者が行政に報告する義務があります。（法第18条の15第6項）

Q37 特定工事を請け負った下請負人には、何の義務がかかるのか。

A37 作業基準の遵守義務が適用されます。

Q38 「作業が完了したことの確認」は、有資格者^{*}が行う必要があるのか。

A38 建築物は、建築物石綿含有建材調査者等又は当該特定工事に係る石綿作業主任者（石綿障害予防規則第19条に規定する者をいう。）が行う必要があります。

また、工作物は、石綿作業主任者が行う必要があります。（施行通知第10の5）

※規則第16条の4第5項の条文においては「確認を適切に行うために必要な知識を有する者」と記載されています。

Q39 レベル3建材であっても「作業が完了したことの確認」は、有資格者^{*}が行う必要があるのか。

A39 必要です。（規則第16条の4第5項）

Q40 「作業が完了したことの確認」はどのような方法で行うのか。

A40 目視による確認とされています。（施行通知第10の5）

大気汚染防止法改正に係るよくある質問と回答について（滋賀県環境政策課 R3.12.10）

Q41 石膏ボードにも石綿（アスベスト）が含有しているのか。

A41 石綿（アスベスト）が含有されているかどうかについては、法令に基づく事前調査により確認してください。

なお、一般社団法人石膏ボード工業会のホームページに「昭和 45 年から昭和 60 年に製造されたものに石綿含有の可能性がある。」という情報などが掲載されています。

Q42 左官用のモルタル混和材にも石綿（アスベスト）が含有しているのか。

A42 石綿（アスベスト）が含有されているかどうかについては、法令に基づく事前調査により確認してください。

なお、蛇紋岩系の左官用モルタル混和材には、「無石綿」、「ノンアスベスト」と表示された商品であっても石綿（アスベスト）が含まれている可能性があります。

【平成 16 年 7 月 2 日付け基発第 0702003 号、第 0702004 号 厚生労働省労働基準局長通知を参照】

別添（石綿障害予防規則および大気汚染防止法における）

事前調査を要しない工事について（「建築物等の解体等工事」に非該当）

- 1 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- 2 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。
- 3 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- 4 国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された a から k までの工作物、経済産業省による用途や使用の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された l 及び m の工作物並びに農林水産省による用途や使用の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された f 及び n の工作物の解体・改修の作業
 - a 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第 2 号に規定する外郭施設及び同項第 3 号に規定する係留施設
 - b 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設
 - c 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備
 - d 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設及び同法第 4 条第 1 項に規定するぼた山崩壊防止区域内において都道府県知事が施工するぼた山崩壊防止工事により整備されたぼた山崩壊防止のための施設
 - e 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
 - f 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設
 - g 鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号）第 9 条に規定する鉄道線路（転てつ器及び遮音壁を除く）
 - h 軌道法施行規則（大正 12 年内務省・鉄道省令）第 9 条に規定する土工（遮音壁を除く）、土留壁（遮音壁を除く）、土留擁壁（遮音壁を除く）、橋梁（遮音壁を除く）、隧道、軌道（転てつ器を除く）及び踏切（保安設備を除く）
 - i 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場（1(1)の工作物のうち建築物に設置されているもの、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和 2 年環境省告示第 77 号）に掲げる工作物を除く。）

大気汚染防止法改正に係るよくある質問と回答について（滋賀県環境政策課 R3.12.10）

- j 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 79 条に規定する滑走路、誘導路及びエプロン
- k 雪崩対策事業により整備された雪崩防止施設
- l ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分
- m 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）第 3 条に規定する供給管のうち地下に埋設されている部分
- n 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する漁港施設のうち基本施設（外郭施設、係留施設及び水域施設）